平成２６年（フ）第３８号
青森県十和田市東一番町１番46号
破産者　布施　真一
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第３９号
青森県十和田市東一番町１番46号
破産者　布施　玲子
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１８号
盛岡市北天昌寺町４番53号
破産者　若松　啓三
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１８５号
埼玉県熊谷市佐谷田3948番地４
破産者　宮澤　弘治
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１９１１号
神奈川県綾瀬市寺尾北３丁目12番７―402号
破産者　大里　寛貴
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８０４号
神奈川県藤沢市善行１―21―12―101　岩崎方、住民票上の住所神奈川県藤沢市稲荷１丁目９番19―１号
破産者　内　　茂雄
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６８号
金沢市昭和町７番９号　ＦＯＮＴＥ六枚607号、従前の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目12番２号
破産者　小川　健治
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５９５号
静岡県浜松市中区早出町1151番地の17　サンハイツＡ101、前住所静岡県浜松市西区舘山寺町1407番地の１
破産者　柴山　　**滿**
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３０６号
静岡県湖西市鷲津5192番地、前住所愛知県豊橋市飯村北３丁目９番地の16
破産者　落合　敦史
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１８４号
群馬県富岡市上高瀬622番地の１
破産者　有限会社田島工業
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２０９号
群馬県高崎市飯塚町字新田西141番地６
破産者　大橋貨物運送有限会社
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第７６号
群馬県高崎市上豊岡町562番地６
破産者　サンリー株式会社
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第７０８号
名古屋市南区岩戸町14番16号
破産者　株式会社平成工業
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８２５号
神戸市灘区大石南町１丁目４番24号
破産者　有限会社菅勝商店
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２４号
岡山市南区新保680番地の６
破産者　株式会社フルヤマ
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２５号
岡山市中区桑野502番地37
破産者　古山　順夫
1　決定年月日　平成26年11月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６６号
盛岡市玉山区渋民字岩鼻20番地15
破産者　渡辺機械株式会社
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１７０２号
横浜市鶴見区下末吉３丁目18番10号
破産者　三陽電機産業株式会社
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３７７号
横浜市神奈川区山内町１番地の１
破産者　有限会社八丁丑
1　決定年月日　平成26年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部